

事業者名 Google (YouTube)

1 権利侵害情報等への対応について

Q1-1 権利侵害情報等への対応に係る利用規約等の内容・実態について以下の点をご教示ください。

Q1-1(1)

権利侵害情報等への対応に関して、利用規約等において、削除以外のモデレーション（表示順位の低下等）としてどのような対応を行うことと定めているのか。行為や情報の類型ごとに取り得る対応が異なる場合、その旨を分かりやすく整理しご回答ください。

【回答】

YouTubeは、潜在的に問題のあるコンテンツに対して、(1)適用される法律に基づく法的な削除と、(2)YouTubeの利用規約、コミュニティガイドラインおよび関連するポリシーに基づくポリシー執行という、2つの異なる枠組みを通じて対応しています。利用可能な措置は、対象となる情報や行為の種類によって異なります。

- 名誉毀損、プライバシー、商標その他の法的請求といった法的な理由に基づく申し立てへの対応は、削除が原則です。もともと、著作権に関し、YouTubeは、申し立てによる削除措置に加え、[一定の基準](#)を満たす著作権者に「[Content ID](#)」も提供しています。Content IDは、資格を有する著作権者が事前に提出した参照ファイルと、アップロードされたコンテンツを比較するものです。一致が確認された場合、著作権者は動画のブロック、収益化、または視聴数のトラックを選択できます。したがって、Content IDはブロックに加え、収益化やトラックといった非削除の選択肢も提供します。
- これとは別に、YouTubeはプラットフォームポリシーに基づき、削除を含むさまざまな措置を講じることがあります。削除以外の措置としては、コンテンツや適用されるポリシーに応じて、たとえば、以下が含まれます。
 - [年齢制限](#)：コミュニティガイドラインには違反しないものの、すべての視聴者に適当ではないコンテンツには年齢制限が適用される場合があります。
 - [収益化の停止](#)：広告主に適さないコンテンツは広告の配信が制限または無効化される場合があります。チャンネルについても、適切な場合には収益化の資格を失うことがあります。
 - [警告、ストライク、一時的な機能制限](#)：コミュニティガイドライン違反により、警告、アップロードやその他の機能に対する一時的な制限、あるいは繰り返される違反や悪質な違反の場合にはチャンネルの終了（削除）につながる場合があります。
- これらのポリシーに基づく措置は、YouTube独自のプラットフォーム規約に基づいて行われるものです。これらは、特定のコンテンツが第三者の権利を侵害しているという法的判断とは区別されるべきものです。

Q1-1(2)

権利侵害情報にあたりとえられるもののうち、利用規約等に基づく対応が困難と考えるものはどのようなものか。また、そうした情報の削除を行うのはどのような場合があり得るか。特に名誉毀損への対応、侮蔑的表現への対応に関する考え方については必ずご回答ください。また、裁判による判決が無ければ削除しないものがあれば具体的にご回答ください。

【回答】

当社の利用規約に基づく削除対応には、権利侵害の法的判断に基づく対応とポリシーに基づく対応があります。権利侵害の法的判断に基づく削除とポリシーに基づく削除は、性質的に明確に区別されるべきであると考えます。

権利侵害を理由とする削除は、原則としては、権利者からの削除申し出に応じて行われます。権利侵害を理由とする以上、権利行使をするか否かは権利保有者に委ねられるべきであるし、権利者から削除申し出の際に提出される明確な証拠や主張に依拠することなく第三者であるプラットフォームが独自で権利侵害の有無の法的判断（違法性の有無、ライセンス有無の判断）を行うことはプラットフォームにとって全く現実的ではないからです。したがって、ポリシー違反に該当するコンテンツである場合を除き、削除申出のない状態で主体的に判断し、対応することは困難です。

なお、権利侵害情報といっても、一緒にたに議論できるものではなく、様々な類型がある点にも留意が必要です。

- たとえば著作権については、プラットフォーム上にあるコンテンツについて、それを構成する著作物に投稿者以外の第三者が権利を有しているものが含まれるか否かの判断を外形的に行うことは原則的には不可能です。また、きわめて著名な著作物が明らかに利用されている場合に限って言えば、一定程度外形的に利用されていることがわかるケースはあるものの、そのようなケースであっても、これが利用許諾を受けたものであるか否かなどの事情は通常第三者であるプラットフォームには不明であり、仮に、何らかの事情によりライセンスが存在しないことが強く推認されるような場合であっても、権利者が権利行使したいと考えているか否かはプラットフォームにはわかりません。権利者自身がこの点についての知識や処分権を有しています。第三者であるプラットフォームには権利者からの報告によらなければ原理的に対応不可能であり、権利者の権利行使を待たずして対応することはできない所以です（なお、権利者が真の権利者であるか、また、利用方法が侵害に当たるかについて当事者間で見解が異なることは珍しくありません）。なお、前述の通り、著作権についてはYouTubeでは[Content ID](#)というシステムを採用しています。これは参照ファイルをあらかじめ送っていただきプラットフォーム上のコンテンツのうち参照ファイルと同一のコンテンツを含むものを自動的に特定することにより、権利者による著作物管理を容易にするものです。すなわち、権利者は、参照ファイルと合致したコンテンツについてブロック、トラック、マネタイズを選択することを通じて、権利侵害の有無の判断に基づく権利行使の方法を選択するという設計です。換言すれば、ContentIDは特定したコンテンツが権利を侵害しているか否かを主体的に判断するシステムではなく、あくまでも参照ファイルと合致するコンテンツを特定するというシステムです。
- 一方で、名誉毀損や侮辱などは、それが違法か否かの法的判断に、社会的評価の低下の有無、主観的な名誉感情の侵害、違法性阻却事由としての公益目的・公共性や事実の真否など様々な事情の考慮が必要です。実際の裁判においても、具体的な発言の態様（言い方）、プラットフォームが知りえないオフプラットフォーム

ムの事情も含めた前後のコンテキスト、真実性の有無などが詳細に審理された上で違法性の判断がなされており、裁判所であっても判断に時間がかかることに加えて同一案件でも裁判所（保全手続と本案、非訟事件と異議の訴え、一審と上級審など）によってしばしば見解が分かれるなど、一貫した正確な判断は極めて困難といえます。ましてや、プラットフォームは、そのような事実認定のための情報を得ることも非常に困難です。この点について、情プラ法において侵害情報調査専門員が採用されていますが、法的な専門性をもった侵害情報調査専門員でも直面している課題であり、当該専門員によって容易に解決される課題ではありません。

他方、ポリシーに基づく削除については、ユーザーに求める行動規範としてコミュニティガイドラインで定めたところにしたがって、主体的に対応しています。

- たとえば、YouTubeの[コミュニティガイドライン](#)ではハラスメントやネットいじめを禁止していることから、個人情報や晒す行為などはもちろんのこと、名誉毀損表現や侮蔑的な表現に当たり得る表現についても、場合によって対応の対象となりえます。しかし、これは権利侵害の法的判断ではなく、あくまでガイドライン違反であるかどうかの判断です。この判断に当たっても、言葉としては同じ表現であっても、それがポリシーに違反するか否かはコンテキスト次第であり慎重な判断が必要です。特に真実性の有無が重要になる場合には慎重な対応とならざるを得ない（たとえば、検討会で話題となった「死ね」という表現に対しても、攻撃的なコンテキストであればポリシーに基づく削除対象となりえますが、ゲーム実況やコメディのコンテキストであれば削除対象とならないこともあります。ビデオコンテンツの場合は言い方等の表現方法によってもニュアンスが変わる点にも留意が必要であり、機械的に当該禁止ワードを含む場合には一律に削除対象とすることは適切ではないと考えます。）。
- なお、上記のポリシーに違反するコンテンツでも、[教育、ドキュメンタリー、科学、芸術（EDSA）](#)の文脈に該当する場合は、削除されずにYouTubeで公開されたままになる場合（場合によっては、年齢制限が設けられる場合）があります。また、議会や国会の議事録、選挙運動の演説、進行中の政府の活動に関する討論など、公共の利益につながるコンテンツについても例外を設けることがあります。深刻な身体的危害や死亡のおそれがある危険行為または違法行為を助長するコンテンツは、この例外規定の対象外です。詳しくは、[YouTubeがEDSAのコンテンツを評価する方法](#)をご覧ください。

YouTubeは、日本のユーザーの皆様安全で公平な環境を提供するためには、文化的、社会的背景を含む日本特有のローカルな文脈を深く理解することが不可欠であると認識しています。国政選挙や大規模な自然災害など、日本のユーザーに特定の長期的影響を与える事象が発生した際には、このローカルな文脈を考慮に入れています。また、言語的なニュアンスや文脈を正確に評価してコンテンツを審査することが極めて重要である場合には、日本語を理解するコンテンツモデレーターが日本語コンテンツの審査に関与するようにしています。

なお、裁判による判決が無ければ削除しないという方針を採用している特定の類型はありません。

Q1-1(3)

申立ての対象となった投稿について、申立て理由と投稿内容が一致していないが、当該投稿内容が他の利用規約上の禁止事項に該当する場合は、当該他の利用規約に基づく対応は行われるか。

(例：誹謗中傷を受けたとして申立てがあった場合であって、当該投稿は誹謗中傷には該当しないと考えられるが、個人を特定する情報が記載されているような場合はプライバシーに関する規約等に基づいて対処されるか)

【回答】

法的な削除リクエストについて、YouTubeは申請者が選択した理由のみに厳格に基づいて審査を行うわけではありません。透明性レポートで説明しているように、最終的な分類は、具体的なコンテンツと状況を精査した上で、個別のアイテムごとに決定されます。したがって、リクエストに対しては、最終的に申請者が最初に選択したものとは異なる法的根拠に基づいて措置が講じられる場合があります。

同様に、コンテンツがコミュニティガイドライン違反の可能性があると報告された場合も、審査はユーザーが選択した報告カテゴリに限定されません。最初に特定されたポリシーに違反していなかったとしても、別の適用可能なコミュニティガイドラインに違反していることが判明した場合、YouTubeはそのポリシーに基づいて措置を講じることができます。

Q1-1(4)

権利侵害情報について、削除以外のモデレーションを含めた対応の実施の判断基準及び意思決定プロセス等、貴社のガバナンス体制について。また、公表されている場合は、その公表場所も併せてご回答ください。

【回答】

YouTubeは、削除以外のモデレーション措置も含め、法的な理由に基づく削除とコミュニティガイドラインの執行について、それぞれ独立したプロセスを維持しています。なお、「権利侵害情報」への対応は、Q1-1(1)で記載のとおり、Content IDに基づく対応を除き、削除が原則です。以下では、権利侵害情報についてのご質問ですが、削除以外のモデレーションを含めた対応がご質問内容でもあるため、法的な削除リクエストに加えて、ポリシーの執行についても念のため記載します。

法的な削除の執行

ユーザーは、商標権、著作権、模倣品、名誉毀損などの特定の法的問題に特化した専用の[削除申請フォーム](#)を使用して、権利侵害コンテンツを報告できます。また、製品内のフラグ（報告）機能で理由として「法的問題」を選択することでも、これらの削除申請フォームにアクセスできます。YouTubeの法律に関するポリシーは、[こちら](#)のヘルプセンターでご確認いただけます。

現地の法律への違反を特定するには、具体的な法的文脈と、申立人による正式な主張の提出が必要です。そのため、ユーザーからの法的削除の申し立てはすべて法的削除の報告を通じて開始され、専門の審査チームによる人的審査の対象となります。複雑な案件については、社内の専門家や、必要に応じて情報流通プラットフォーム対処法に基づき日本で資格を有する外部の侵害情報調査専門員にエスカレーションされる場合があります。

専門チームによる審査を経て、法的削除の申し立てがなされた各アイテム（動画、コメント等）に対して確定的な決定（削除または措置なし）が下された際、速やかに申立人に通知を送信するように設計されています。

コミュニティガイドラインおよびポリシーの執行

YouTubeのコミュニティガイドラインおよび関連ポリシーは、本サービス上のコンテンツおよび行為に適用される基準を定めています。YouTubeは、自動システムとトレーニングを受けた人間の審査員を組み合わせ、ポリシー違反の可能性があるものを特定し審査しています。自動システムは大規模に違反の可能性があるものを特定できる一方、文脈に依存するケースやよりニュアンスのあるケースについては、トレーニングを受けた人間の審査員が審査を行います。また、必要に応じて、日本語および現地の文脈も考慮されます。適用されるポリシーや状況に応じて、講じられる措置には、削除、あるいは年齢制限、機能制限、収益化の停止、警告といった削除以外の措置が含まれる場合があります（Q1-1(1)のリンク先を参照）。

YouTubeは、コミュニティガイドライン、執行に関するヘルプセンター資料、および透明性データを公開しています。Googleの透明性レポートには、YouTubeのコミュニティガイドライン執行レポートと、日本固有の情報流通プラットフォーム対処法に基づくYouTubeの透明性レポートの両方が含まれています。

法的な削除プロセスとポリシーの執行プロセスは、重複する種類のコンテンツを対象とする場合もありますが、両者は別個のものです。コミュニティガイドラインの執行決定自体は、第三者の権利が侵害されたという法的判断ではありません。

Q1-1(5)

利用者が知るべき利用規約等の情報について、利用者が容易に認識・理解できるように実施している工夫について。

【回答】

YouTubeは、コンテンツポリシーと利用規約を、明確で平易かつ理解しやすい言語でユーザーに提供しています。また、違反是正や報告プロセスに関する情報を分かりやすい言葉で提供する、強固なヘルプセンターを運営しています。リクエストの送信方法（情報流通プラットフォーム対処法第22条第1項）へは、YouTubeのユーザーインターフェースや検索サービスから簡単にアクセスできます。さらに、同法第21条に基づき、YouTubeの削除リクエスト窓口は総務省に届け出されており、他のプロバイダの窓口とともに総務省のウェブサイトに掲載されています。また、ユーザーがモデレーションポリシーやフォームを1か所で簡単に見つけられるよう、こちらのページも用意しています。

さらに、日本はYouTubeコミュニティガイドラインの適用について公開されている「人間による報告が多い上位10の国と地域」データに一貫してランクインしています。例えば、2026年4月から6月までの四半期において、日本は人間のユーザーから送信された報告の数で世界第6位でした。YouTubeは、このデータについて、YouTubeが提供する報告機能がユーザーに認知され、簡単にアクセスでき、日本のユーザーによって積極的に活用されていることの証左であると捉えています。また、特定のコンテンツポリシー分野において特別な専門知識を持つ政府機関などに、優先的な審査と追加のコ

コミュニケーションチャンネルを備えた報告経路を提供する「優先報告者プログラム」を実施し、効果的な受付体制を構築しています。

最後に、違反是正措置の対象となったクリエイターのために、クリエイター宛ての通知メール、YouTube Creator Studio、およびYouTube Creator Studioの「警告の概要」から再審査請求の入り口にアクセスできるようになっています。

Q1-2 権利侵害情報等の発信・拡散への事前の対応について、次の点をご教示下さい。

Q1-2(1)

権利侵害情報等を発信・拡散する行為を事前に抑止するための貴社のサービス設計・機能上の工夫等。（ご発表いただいたもの以外にある場合）

【回答】

ポリシーに違反する情報並びに著作権の権利侵害に関して、以下の措置が該当します。もともと、上記**Q1-1(2)**で述べているとおり、名誉毀損は侮辱などの権利侵害情報に関して、権利侵害の申し出前にあらかじめ違法性を確認し、措置を講ずることは現実的ではないことを重ねて申し添えます。

1. 著作権のアップロード段階での確認

動画を公開する前に、クリエイターはYouTube スタジオの「確認」プロセスを利用できます。これにより、公開前に潜在的なContent IDの著作権主張を特定し、動画が公開される前に利用可能な編集ツールを含めて、問題に対処する機会をクリエイターに提供します。Content IDは、適格な著作権者が提出した参照ファイルとの一致を特定するものであり、法的著作権侵害が発生したかどうかを独自に判断するものではありません。

2. コメント設定：YouTubeは、クリエイターがコメント機能のオンオフを選択したり、不適切である可能性のあるコメントを公開前に審査のために保留したり、クリエイターが特定の単語やリンクを指定してコメントの公開をブロックしたりできるツールを提供しています。

3. 機能アクセスおよび回避対策

特定のYouTube機能へのアクセスには、追加の確認や確立されたチャンネル履歴が必要となる場合があります。また、YouTubeは、チャンネルが停止されたユーザーが他のチャンネルを使用してそれらの制限を回避することを禁止しています。これらの対策は、プラットフォーム機能の繰り返される乱用や悪用を削減することを目的としています。

4. ポリシーに関するトレーニング

YouTubeは、繰り返される違反を減らすためにポリシーに関するトレーニングも活用しています。たとえば、コミュニティガイドラインの最初の警告を受けたクリエイターには、関連するルールに関するポリシーのトレーニングが提供される場合があります。これらの対策は、それぞれ異なる機能を果たします。特定の技術的シグナルや参照ファイルの一致を特定するものもあれば、ユーザーに行動の再考を促したり、繰り返されるポ

リシー違反を減らしたりするものもあります。これらは、コンテンツが第三者の権利を侵害しているという自動的な法的判断として理解されるべきではありません。

5. 収益化ポリシーの適用

YouTube で収益化を行う場合、YouTube の収益化ポリシーへの遵守が求められます。これには、YouTube のコミュニティ ガイドライン、利用規約、著作権、権利処理に関する調整のポリシー、AdSense プログラム ポリシーが含まれます。これらのポリシーは、YouTube パートナー プログラムに参加している、または参加を予定しているすべての方に適用されます。YouTube でショート動画を収益化する場合は、YouTube ショートの収益化ポリシーも適用されます。広告で収益化するコンテンツはすべて、広告掲載に適したコンテンツのガイドラインに準拠している必要があります。

加えて、YouTube のチャンネル収益化ポリシーに違反すると、すべてまたは一部のアカウントで収益化が停止または完全に無効になる可能性があります。チャンネルが収益化の資格要件を満たさないと判断された場合は、YouTube パートナー プログラムに関連するすべての収益化ツール、機能、モジュールを利用できなくなることがあります。

また、2027年2月1日より、YouTube パートナー プログラム (YPP) に新しく申請するクリエイターは、過去365日間における有効な再生時間が8,000時間（現在の4,000時間から引き上げ）、または過去90日間における有効なショート動画の視聴回数が2,000万回（現在の1,000万回から引き上げ）必要となりますのでご注意ください。（YouTube ブログ、[「YouTube パートナー プログラムの新しい収益機会と変更点」](#)。）

Q1-2(2)

誹謗中傷を含むネガティブな情報がトレンドに掲載される等、プラットフォーム側の仕組みを一つの要因として拡散される場合、それを抑制するための取組や問題意識。

【回答】

YouTubeは、コミュニティ・ガイドラインのボーダーライン上のコンテンツの拡散の抑制に関しては、問題意識を持っています（たとえば2019年の[ブログ](#)や、2021年の[ブログ](#)）。ユーザーの満足度を高める取り組みの一つとして、以下のものが挙げられます。

1. コミュニティガイドライン違反のコンテンツを迅速に削除

すでに上述の通りです。

2. YouTubeのおすすめ機能を通して質の高い情報を優先的に表示する

YouTube のおすすめシステムは、関連性と満足度の高い視聴体験によって価値を提供するため、ユーザーのニーズを予測して満たすように設計されています。ユーザーの視聴行動、高評価、低評価、登録チャンネル、フィードバック（満足度調査の回答を含む）を把握することで、その目標を最も効果的に達成することができます。また、検索の仕組みと同様に、チャンネルの評判と品質も考慮して、そのコンテンツをいつ、どのように、誰に表示できるかを判断しています。さらに、外部の評価機関を活用して、平均的な視聴者がコンテンツをどのように楽しんでいるかを把握し、ユーザーに質の高い視聴体験を提供できるようにしています。

なお、ユーザーによっては、ログインした状態を維持することや YouTube と情報を共有することを望まない場合もあるため、どの程度のデータを提供するかをユーザーが決められるように、いくつかの管理設定を用意しました。YouTube の検索履歴と再生履歴は、いつでも一時停止、編集、削除できます。

3. 急上昇チャートでの配慮

YouTubeは急上昇ページを、2025年に[廃止](#)し、カテゴリごとに[急上昇チャート](#)を用意しています。YouTube では、急上昇チャートに表示されるコンテンツの安全性に特に注意を払い、過度に冒とく的な表現、成人向けコンテンツ、暴力、その他の不適切な内容（コミュニティの他のユーザーへの中傷など）を含む動画が表示されないようにフィルタを適用しています。

なお、これらの措置は、YouTubeのプラットフォームポリシーおよびプロダクトデザインに基づくものです。これらは、特定の否定的または中傷的なコンテンツが名誉毀損に該当する、あるいは第三者の権利を侵害しているという法的な判断とみなされるべきではありません。

Q1-2(3)

（２）も含む、権利侵害情報の発信・拡散に係るシステミックリスクへの対応に関する取組や問題意識。

【回答】

権利侵害情報に関しては、法的理由に基づく削除に対する[窓口](#)を設けています。しかし、とくに名誉毀損、侮辱などの権利侵害情報に関しては、上記Q1-1(2)で述べているとおり、プラットフォームにはその違法性の判断は容易ではなく、ましてや法的理由に基づく削除リクエストを受領する以前での違法性を確認し、措置を講ずることは現実的ではありません。むしろ、潜在的な権利侵害を含むすべてのコンテンツを事前に特定して抑止すべきものとして扱うことは、合法的な表現や社会的価値のある表現の過剰削除につながるリスクを生み出す可能性があり、ユーザーの表現の自由を制約することにつながりかねません。

その他、著作権やポリシー違反に関する対応については、すでに上述したとおりです。

Q1-2(4)

権利侵害情報の発信・拡散に係るシステミックリスク等の実態把握のための、国、研究者等へのデータアクセス提供による協力に関する現在の取組。

【回答】

GoogleとYouTubeは、ユーザーのプライバシー、セキュリティ、機密システムの保護に配慮しつつ、研究者向けプログラムや公開されている透明性レポートを通じて、独立した研究や公共の利益に資する分析をサポートしています。

- YouTube研究者プログラム（YouTube Researcher Program）では、適格な学術研究者に対して、YouTube Data APIを通じた公開YouTubeデータへの拡張アクセスの提供に加え、オンラインエコシステムやデジタル安全性に関する研究のためのドキュメントや技術サポートを提供しています。
- また、GoogleとYouTubeは、以下を含む数多くの透明性レポートを通じて公開データを発表しています。
 - [YouTubeコミュニティガイドラインの透明性レポート](#)
 - [YouTube著作権透明性レポート](#)
 - [日本固有の情報流通プラットフォーム対処法透明性レポート](#)
- これらのレポートでは、措置の件数、検出ソース、異議申し立て、その他YouTubeのコンテンツモデレーションシステムの側面に関するデータが提供されています。
- 同時に、外部のデータアクセスに関するいかなる枠組みにおいても、ユーザーのプライバシー、個人データ、セキュリティ、通信の秘密、営業秘密、ならびに不正対策システムの回避から保護する必要性について、適切に考慮する必要があります。Googleはこれまで、総務省へのパブリックコメント等において、こうした考慮事項を提起してきました。

Q1-2(5)

上記（１）～（３）で記載いただいた取組を含めた、①その効果の評価・分析 ②①を踏まえた改善の仕組み。また、これらの公表状況。

【回答】

以下では、権利侵害情報に関しては、その違法性の判断に困難を伴うところは上述のとおりですが、リクエストへの応答性に関して、YouTube のサポートチームは、受領した問い合わせがサポート ダッシュボード経由で確実に監視され、標準的な営業日の所要時間内に処理および優先的な解決が行われるようにしています。加えて、受領した問い合わせに対してベストエフォートでのサポート対応が最低限提供されているかを確認するため、一部の事例のサンプル抽出レビューを行っています。

一方で、ポリシー違反に関する情報に関しては以下のとおりです。

- YouTube の「違反視聴率（Violative View Rate: VVR）」は、スパムを除くコミュニティ ガイドラインに違反する動画の視聴割合を推定する、YouTube の最重要（ノースター）指標です。2021年以降、2017年まで遡るデータとともに四半期ごとに自主公開されており、YouTube はこの指標を綿密に監視して、違反動画の削除における進捗を測定しています。
- 2026年第1四半期の世界のVVRは0.17～0.19%であり、2026年第2四半期の世界のVVRは0.15～0.17%でした。これは、YouTube での10,000回の視聴のうち、第1四半期ではわずか17～19回、第2四半期ではわずか15～17回のみが違反コンテンツの視聴であったことを意味します。YouTube の低いVVRは、機械学習による検出と人間のモデレーターを組み合わせ、侵害コンテンツ、違反コンテンツ、および問題のあるコンテンツを大規模に検出するシステムへの多大な投資によって達成されています。コンテンツの絶対量が増加する中、YouTube は検出システムの継続的な更新と改善に尽力しています。

- YouTube は、コンテンツモデレーションに自動化手段を使用する際の正確性の指標として、VVR の定性的な説明を提供しています。2021年には、マサチューセッツ工科大学のアーノルド バーネット教授にサンプリング手法の査読を依頼し、同教授はこのレポートの中でそのアプローチの妥当性を検証しました。
- また、2026年4月～2026年6月において、全世界において約82%のコンテンツが10回以下の視聴回数で削除されています。
- このように、YouTube では、YouTube の規定に違反するコンテンツについて、削除する前に多くの人に視聴されないよう、または一切視聴されることのないよう努めています。自動システムによる報告を使うことで、より迅速かつ正確にポリシー適用措置を講じることができます。詳細については、[YouTube コミュニティガイドラインの適用について](#)をご覧ください。
- YouTube は、自社に内在するリスクに影響を及ぼす外部環境の変化を今後も継続的に注視し、リスクに対処するための合理的かつ比例的で、かつ実効的な対策を確立してまいります。これには、YouTube が単独で実施することができる措置に加え、他の企業やステークホルダーと連携して追求することが最善である社会全体での取り組みも含まれます。

Q1-2(6)

一般的監視（網羅的監視）とはどのようなものと考えているか。

【回答】

日本法上、一般的監視（網羅的監視）を定義した規定はないと理解しておりますが、情報プラットフォーム対処法の逐条解説において、同法3条1項の免責規定に関連して、プラットフォーム事業者「特定電気通信通信により流通する情報の内容を網羅的に監視する義務がないことを明確化するものである」（総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化室『情報流通プラットフォーム対処法』（2025年）52頁）との記載があります。したがって、プラットフォーム事業者に対して、流通する情報の内容を網羅的に監視する義務が課せられることは禁止されている点を前提として、利用者の表現の自由の保護という観点に加え、プラットフォーム事業者の営業・編集の自由（自主的なモデレーションの設計、運用に関する裁量）が尊重されること、モデレーションの実行が免責の剥奪にならないこと（善きサマリア人の法理の適用）を必須の要素として、さらに議論がなされることが重要と考えます。

Q1-2(7)

上記（１）～（３）で記載いただいた貴社における取組も含めて、権利侵害情報の発信・拡散を未然に防ぐ取組についてどのような場合が一般的監視（網羅的監視）にあたると思われるか。また、その理由。

【回答】

まず、上記（１）から（３）については、ポリシーに基づく対応として行われるもので、一部重複がある場合がありますが、必ずしも「権利侵害情報」への対応として行わ

れていない点についてご注意ください。「権利侵害情報」と、「違法情報」「有害情報」は明確に区別されて議論がなされる必要があります。

その上で、「権利侵害情報」への対応は、（特に真実性の判断などを含めた）違法性の判断の困難性などの様々な事情により困難がある点については上記Q1-1(2)で述べたとおりであり、事前においては、権利者の権利行使の意思の確認を経ないで対応が求められる点でより困難とならざるを得ません。

一般的監視（網羅的監視）の定義が法律上確立していない段階で具体的にどの行為が一般的監視に該当するのかについて細かく明言することは困難ですが、この点よりも義務として課されるのか、完全な任意での対応なのかが重要だと考えます。ご検討されている「権利侵害情報の発信・拡散を未然に防ぐ取り組み」の内容によりますが、その実行に「流通する情報を網羅的に監視」することを伴う場合には、逐条解説において義務付けが禁止されている一般的監視に該当するのではないかと考えます。

2 災害発生時の対応について

Q2-1 災害時の対応について以下の点をご教示ください。

Q2-1(1)

利用規約等において、特に災害時の情報流通に関して定めている事項。

【回答】

YouTubeの利用規約およびコミュニティガイドラインは、平時のみならず自然災害時を含め、年間を通じて一貫して適用されます。

災害時やその他の緊急時に発生する可能性のある、有害な、欺瞞的な、あるいは搾取的なコンテンツに対しては、いくつかの公開されたポリシーが適用されます。これらには以下が含まれます。

- [誤った情報に関するポリシー](#)： 特定の種類の誤解を招くコンテンツまたは虚偽のコンテンツで、重大な危害を及ぼす可能性のあるものはYouTubeでは許可されません。これには、現実の世界で危害を与える可能性がある特定の種類の誤った情報、技術的に操作された特定の種類のコンテンツ、民主的な手続きを妨害するコンテンツが含まれます。
- [有害または危険なコンテンツに関するポリシー](#)： 深刻な身体的危害や死亡のおそれがある危険行為または違法行為の助長を目的としたコンテンツは、YouTubeで許可されていません。
- [スパムに関するポリシー](#)： ユーザーへのスパム送信や、ユーザーを誤解させるようにプラットフォームを操作するなど、YouTube コミュニティを悪用することを目的としたコンテンツ、メタデータ、行為は許可されません。また、コンテンツのエンゲージメントを高める目的で視聴者を欺くことや、コミュニティスペースを人為的な宣伝で埋め尽くす行為も禁止されています。
- [暴力的で刺激の強いコンテンツに関するポリシー](#)： 災害時にも適用されます。YouTubeは、適切な教育、ドキュメンタリー、科学、または芸術（EDSA）的な

文脈が提供されている場合、人道危機や自然災害の映像を残すか、または年齢制限を設けたうえで視聴可能とすることを明示的に認めています。その一方で、視聴者に衝撃や不快感を与えることを目的とする暴力的または残虐なコンテンツ、もしくは他のユーザーに暴力行為を促すコンテンツは、YouTubeで許可されていません。

- これらとは別に、「[広告掲載に適したコンテンツのガイドライン](#)」がデリケートな事象に対応しており、関連するコンテンツが広告掲載に適しているかどうかを規定しています。

Q2-1(2)

信頼できる情報源からの情報の優先表示等、災害時に実施している、もしくは実施を検討している取組。（ご発表いただいたもの以外にある場合）

【回答】

YouTubeでは、前述の通り、日頃からプラットフォーム全体でコンテンツの確認と削除に従事しています。大規模な自然災害やその他の急激に発展するイベントの際、YouTubeは、視聴者に重大な危害を及ぼす可能性のある違反コンテンツがないか、見つければ可及的速やかに削除できるよう、24時間体制でモニタリングを実施すると同時に、ユーザーが信頼できる権威ある情報をより簡単に見つけられるように設計されたプロダクト機能を使用しています（[YouTubeにおけるニュースのあり方](#)）。そのうち、ニュースにおける取組みについては以下のとおりです。

- トップページの「ニュース速報」セクションの表示
 - ニュース速報に値する大きな出来事が発生した場合、ニュースをいち早く届け、信頼できる情報に容易にアクセスできるよう、「ニュース速報」セクションをトップページに表示します。そこには、「信頼できるニュース提供元」から投稿された関連動画が表示されます。
 - 過去における災害発生当日は、ほぼすべてのキー局がリアルタイムでのライブ配信を実施しました。
- 検索結果のトップニュース セクション
 - YouTubeで特定のニュースについて検索すると、検索結果にトップニュース セクションが表示されることがあります。検索したのがその日のトップニュースである場合、トップニュース セクションに関連コンテンツが表示されます。トップニュース セクションは年齢に関係なく表示され、閉じることはできません。
- 検索結果の続報ニュース情報パネル
 - 重要なニュース速報を検索すると、さまざまなニュース提供元から新着ニュースを紹介する情報パネルが表示されることがあります。情報パネルはニュース ウェブサイトに直接リンクしているため、ニュースの全文記事に簡単にアクセスして読むことが可能になります。
- また、Google 全体としても、
 - Google 危機対応（クライシスリジリエンス）チームが政府やパートナーと協力し、コミュニティが自然災害の備えと対応を行うのに役立つプロダクト機能の開発に取り組んでいます。Google は、90カ国以上で信頼できるアラートの発信者および配信者と連携し、95カ国以上で地震早期警

戒技術を運用していると述べています（Google[クライシスリジリエンス](#)）。

- さらに、Googleは、権威ある公的機関からの情報を使用し、地震、津波警報、洪水、その他の緊急事態に関する情報を含む「SOSアラート」や「公共アラート」などの危機対応機能を提供しています。

また、過去の災害としては、[YouTubeの公式X](#)での注意喚起を行うなど、ユーザーを守るための取り組みを行いました。

Q2-1(3)

災害に備えて平時より実施している取組。

（利用者向けの啓発活動、災害時の情報確認方法に関する案内等）

【回答】

YouTubeは、自然災害などの重大なイベント時にユーザーが情報を評価する能力をサポートするさまざまな対策を平常時から維持しています。

- 例えば、YouTubeでは コンテンツについて視聴者に常に正しい情報を提供するため、動画内の実物然としたコンテンツの編集または生成にAI を使用した場合は、クリエイターによる開示が求められます。実写風のAI コンテンツや大幅に改変された AI コンテンツのラベルは、ショート動画では動画プレーヤーに、長尺動画では動画のすぐ下に表示される場合があります。その他の種類のAI コンテンツ（美顔フィルタやアニメーションキャラクターなどの軽微な編集）では、動画の説明欄にラベルが表示されます。クリエイターがAI の使用を開示していない場合でも、YouTube のシステムがAI の使用を検出すると、ラベルが自動的に適用されることがあります。クリエイターは YouTube Studio でこれらのラベルを管理できますが、AI が使用されたと確信を持って判断された場合は、ラベルを削除できません。
- さらに、YouTubeはコンテンツポリシー、執行システム、および日本語による審査体制を継続的に維持しています。これにより、日本のユーザーに影響を与える重大な出来事が発生した際に、日本の言語、文化、社会的文脈を考慮することが可能になります。
- これらは、災害発生後にのみ発動されるシステムではなく、継続的に実施されている対策です。

また、災害等の緊急時において、プラットフォーム上でいかに迅速かつ正確な情報をユーザーに届けられるかは極めて重要な課題であると認識しています。このためYouTubeでは、平時より国内のニュースパートナー各社との日頃からのリレーションシップ構築および信頼関係の維持・強化に努めています。

Q2-2 その他

事業者様によっては、地震等の災害関連への対応として、日本にローカライズした独自の取組をされていると伺いました。災害に限らず、このように日本にローカラ

イズしたお取組みがございましたらご教示ください。また、ローカライズに関する貴社のお考えをご教示ください。

【回答】

YouTubeは、プラットフォーム全体のコンテンツの審査および削除を日常的に行っています。日本法およびコミュニティガイドラインに違反するコンテンツに対処するため、現地の文脈を考慮した上で、法的措置およびポリシーに基づく強固な執行体制を整えています。たとえば、2024年1月の能登半島地震などの大規模な地震の際には、規約違反の可能性のあるコンテンツを24時間体制で監視し、違反が確認されたものを可能な限り迅速に削除できるようにしました。

上述のポリシー違反コンテンツの削除に加え、おすすめ機能を通じて、ユーザーが信頼性の高い情報をより簡単に見つけられるように取り組んでいます。

YouTubeでは、誤情報やフェイクニュースに対する取り組みとして、2023年4月より「[ほんとかな？ があなたを守る](#)」というテーマのキャンペーンを継続的に実施しています。本キャンペーンは、ユーザーに対してフェイクニュースが自身の日常に潜む身近な問題であると気付くきっかけを作ること、そして情報との正しい向き合い方について考える機会を提供することを目指しています。これまで、人気の高いYouTubeクリエイターの協力を得て、3つの主要なメッセージ（①「フェイクニュースは身近に存在すること」、②「ファクトチェックが重要であること」、③「安易な拡散が他者への迷惑やリスクに繋がりがねないこと」）を伝える動画コンテンツを制作・公開してきました。また、その中には、災害時における偽情報の危険性を啓発する[動画](#)も含まれています。

3 その他

A D R 手続や事業者の判断に対する不服申立て等の事業者と利用者間の紛争処理の手続について、貴社の所感をご教示ください。

【回答】

仮にADR（裁判外紛争解決手続）制度の導入が検討される場合には、詳細な議論が必要となる課題が多数存在します（ADRの判断の質、表現の自由やプライバシーなどの基本的人権への影響、異なる機関によって適用される手続の調和、各事業者の利用規約の分断化（バルカナイゼーション）のリスク、および支払われる手数料の配分と合理性などが含まれます。）。他管轄区域において導入されたADR手続に関する経験からは、実務上、重大な運営上の懸念や基本的人権に関する懸念が生じることが示されています。YouTubeは、政策立案者の皆様に対し、いかなるADRの提案に対しても慎重な姿勢で臨むよう強く要請します。